

令和8年度宮城県外国人県民向け情報コンテンツ制作・配信業務 企画提案募集要領

令和8年度宮城県外国人県民向け情報コンテンツ制作・配信業務業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 案件名

令和8年度宮城県外国人県民向け情報コンテンツ制作・配信業務

2 委託業務の目的

本県では、深刻な人材不足に直面する県内企業を支援するため、外国人材の受入施策を展開している。こうした中、外国人県民の増加及び多国籍化が進んでいる状況を踏まえ、外国人県民が安心して生活できる環境の整備が必要となっている。また、政府の方針である「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、法を順守し、日本人と外国人の双方が安全・安心に生活する社会の実現を目指すことが示されており、秩序ある共生社会の実現に向けた意識醸成も重要となっている。一方、県内に居住する外国人からは地域との交流機会の不足、居住する地域情報の入手のしづらさ等が挙げられており、外国人材の確保に当たり課題となっている。

本業務は、外国人県民が日常的にみやぎ県民公式アプリを利用できる基盤を整備し、平時から必要な情報を確実に受け取ることができる環境をつくることで、有事の際の避難支援につなげて安全を確保するとともに、地域社会の秩序を保ちながら外国人県民と地域住民が共に生活する「秩序ある共生」の実現を目的とする。

3 業務内容

令和8年度宮城県外国人県民向け情報コンテンツ制作・配信業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

第2 応募資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 3 以下のいずれかの手続きをしている若しくはされている者でないこと。
 - (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。)
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更

正手続き開始の決定を受けた者を除く。)

(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者若しくは破産手続き開始の申立てがされている者（同法第 30 条第 1 項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）

(4) 宮城県物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づき競争入札参加資格の制限を受けている者

- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している者でないこと。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律 194 号）第 3 条の規定によるもの）でないこと。
- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- 7 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- 8 上記 1 から 7 を満たす 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこととするが、再委託先事業者においても、上記 2 から 7 までの条件を満たさなければならないほか、企画提案書に当該複数事業者の名称及び委託内容、目的、理由等を詳細に記述すること。

また、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第 3 スケジュール（予定を含む。）

- | | |
|--|---------------------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和 8 年 5 月 2 9 日（金） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 3 時 |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答予定日 | 令和 8 年 6 月 1 0 日（水） |
| 4 企画提案参加申込書及び企画提案書の提出期限 | 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）午後 3 時 |
| 5 一次審査（提案者が 4 者以上の場合） | 令和 8 年 7 月 1 日（水） |
| 6 一次審査の結果（提案者が 4 者以上の場合）及び
プレゼンテーション審査の日程通知 | 令和 8 年 7 月 3 日（金） |
| 7 企画提案書のプレゼンテーション選考 | 令和 8 年 7 月 9 日（木） |
| 8 企画提案の選考結果の通知・公表 | 令和 8 年 7 月中旬 |
| 9 契約締結 | 令和 8 年 7 月下旬 |

第 4 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付
応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 3 時まで

(2) 受付方法

ア 指定様式（様式第 1 号）により、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kokusaik@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部国際政策課国際政策班）

ウ 電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

エ 質問に対する回答は、令和8年6月10日（水）までに宮城県経済商工観光部国際政策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

イ 応募資格に係る宣誓書（様式第3号） 1部

(2) 提出期限

令和8年6月24日（水）午後3時

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く。）の午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）、郵送の場合には最終日必着とする。また、電子メールでも提出すること。

(4) 提出先

宮城県経済商工観光部国際政策課国際政策班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1（宮城県庁行政庁舎14階）

電子メール：kokusaik@pref.miyagi.lg.jp

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

下記を満たす企画提案書 8部

ア パワーポイント形式等任意様式

イ A4版両面印刷（カラー印刷も可）

ウ 上限枚数：20枚内（表紙及び目次はページ数に含まない）

(2) 企画提案書の構成

別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和8年6月24日（水）午後3時

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く。）の午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）、郵送の場合には最終日必着とする。また、電子メールでも提出すること。

(5) 提出先

宮城県経済商工観光部国際政策課国際政策班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1（宮城県庁行政庁舎14階）

電子メール：kokusaik@pref.miyagi.lg.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。

2 審査方法

(1) 企画提案者の評価は、審査基準（審査項目及び審査の視点）及び審査項目ごとに設定された配点（第5の5）により行う。

(2) 委員ごとに各提案者の評価点を計算し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上で、最高点を付けた委員が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

(3) 前項において最高点を付けた委員が同数の提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

(4) 前項の方法を用いてなお候補者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を上位の候補者とする。

(5) 企画提案者が1者の場合でも、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者とする。

(6) 提案者が4者以上の場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において事前提出書類による審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する上位3者を選定する。

3 第一次審査（書面審査）

(1) 実施日 令和8年7月1日（水）

(2) 審査方法

応募のあった企画提案書について、第5の5に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは第5の2に規定する方法に準ずる。

(3) 一次審査結果の通知

全ての提案者に対し、令和8年7月3日（金）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての提案者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

4 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時（予定）

令和8年7月9日（木）午後 ※実施時間は別途通知する

(2) 実施会場

宮城県庁（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

※別途通知する

(3) 実施方法

ア 出席者は3名以内とする。

イ 1応募者当たりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

エ モニター（対応ケーブルはHDMI）の使用を希望する場合は、企画提案書等の提

出時に申し出ること。なお、この場合、パソコンは提案者が用意すること。

(4) 結果の通知

審査終了後、書面にて、全ての提案者に審査結果を通知する。

なお、選定結果に関する質問及び異議は受け付けられないものとする。

5 審査基準・配点等

次の審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目	配点 合計	審査の視点	配点
業務の全体 計画	10 点	本業務の目的を十分に踏まえた現実的かつ実効性のあるスケジュールとなっているか。	5 点
		企画立案、情報収集、取材から情報公開までのワークフローは適切か。	5 点
実施業務	45 点	外国人県民にとって理解しやすく、利用価値の高いコンテンツ内容になっているか	10 点
		外国人コミュニティ構成員に対してみやぎ県民公式アプリ利用を促す仕組みが効果的なものとなっているか。	15 点
		本業務の効果をさらに高める独自のコンテンツ提案や工夫があるか。	15 点
		効果測定の方法及び成果指標は適切か。	5 点
独自提案	30 点	日本人県民に対して、多文化共生の意識醸成及び理解促進を図るための効果的な提案がされているか。	30 点
業務の実施 体制等	10 点	各種情報を継続して発信するための実施体制や現地取材を円滑に遂行するための実施体制が整っているか。	10 点
業務の積算	5 点	事業費の積算は、提案内容に対し適正か。	5 点
合計	100 点		

6 選定結果の公開

選定結果については、選定された業務委託候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。

第6 委託契約について

(1) 受注者の決定

選定した業務委託候補者と、別途見積合わせを実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約締結ができない場合は、次点の提案者を業務委託候補者として契約手続きを行う。

(2) 契約書の作成

発注者と受注者で協議の上、契約書を作成する。

(3) 電子契約

この契約は、電子契約を選択することができる。

第7 委託上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 県から説明を求めたにもかかわらず応じない場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

ア 受注者は、本成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格権は行使しない。

イ 制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。

ウ 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し解決するものとする。

エ 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるような適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続きした書類（写し）を提出すること（様式は任意）。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書等の取り扱い

ア 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

イ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書等の再提出は認めない。

エ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本業務を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議のうえ決定し、当該内容について、委託契約書等の中に記載するものとする。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等について、逐次県と協議しなければならない。

(7) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(8) 本提案募集の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

企画提案書の構成等について

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

1 表紙

「法人名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

3 本文

(1) 業務の全体計画

年間を通じての業務全体のスケジュールのほか、企画立案、情報収集、取材から情報公開までのワークフローを提示すること。

(2) 実施業務について

ア 情報配信について

企画提案の概要、記事配信に関する考え方を記載すること。また、提案書には、仕様書5（3）に記載するコンテンツ毎に、実際に配信を想定したサンプル記事（テキスト及び写真・画像の構成案等）を添付すること。

イ 配信コンテンツの独自提案

仕様書5（3）に記載のコンテンツのほか、本事業の目的達成に資すると考えられるコンテンツを提案すること。

ウ 業務の目標

本事業の成果を測定・検証するための指標及び目標値を設定し、提示すること。

(3) 独自提案

日本人県民に対して、多文化共生への意識醸成及び理解促進を図るための効果的な取組について記載すること。また、本業務における提案者の強み、独自の創意工夫した点を記載すること。

(4) 業務の実施体制

日々の高頻度な配信（地域ニュース1日3回程度等）や現地取材を円滑に遂行するための実施体制（人員配置等）を記載すること。

(5) 概算見積書

仕様書の項目ごとに、直接経費及び共通して生じる経費について、数量・単位・単価を明示し、費用の内訳・積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。